

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた屋内市有施設の休館について

### ■概要

新型コロナウイルス感染症について、埼玉県では、感染拡大への対策として、別添参考のとおり、令和2年12月24日（木）から令和3年1月17日（日）までの間、県民の来訪が見込まれる屋内の県有施設について、原則として、休館することが決定した。

これを受け、本市では、埼玉県と協力し、年末年始における感染拡大を防ぐため、市民の来訪が見込まれる屋内の市有施設について、原則として、以下のとおり休館することとした。

なお、実施にあたっては、埼玉県と同様に、市民の皆様の活動への影響を考慮し、貸館など既に施設利用の予約が行われている場合などは除くこととし、この場合においては、各施設において、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう強く要請することとする。

#### 1 休館期間

令和2年12月28日（月）～令和3年1月17日（日）

#### 2 休館とする対象施設

別表の施設